

軽微な変更について

特定木造建築物（構造計算以外で構造安全性を確認した木造建築物）で、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものについて、以下の①及び②を軽微な変更追加。

- ①構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（異なる建築材料に変更する場合を除く。）
- ②構造耐力上主要な部分である部材の位置の変更

対象部材	変更内容	備考
特定木造建築物の構造耐力上主要な部分である部材	①材料又は構造の変更	- 異なる建築材料に変更する場合は、軽微な変更該当しない。 - ただし、令第46条第3項に基づく火打材や令第46条第4項に基づく壁・筋かいを異なる建築材料に変更する場合は、軽微な変更該当する。
	②位置の変更	—

「特定木造建築物*」とは？

軽微な変更の適用事例

特定木造建築物に該当するもの	壁量計算により構造安全性を確認した木造建築物 （仕様規定のただし書等に基づく、基礎、柱の小径、木造の継手及び仕口等に関する部分的な構造計算を行うものを含む）
特定木造建築物に該当しないもの	上記以外

柱の材料の変更	すぎの無等級材 ⇔ ヒノキの集成材
耐力壁の位置・量の変更	増減、通りをまたぐ移動
耐力壁の材料の変更	鉄筋筋かい ⇔ 構造用合板（大壁）
柱・はりの断面寸法の変更	柱の小径105 ⇔ 120
接合金物の材料の変更	Zマークの金物 ⇔ Z同等認定品

※軽微な変更ではなく、計画変更該当する例は以下のとおり。

- ・構造耐力上主要な部分である部材において、木造、鉄骨造、RC造等の構造の種別の変更（例：柱を木造から鉄骨造に変更する場合）
- ・壁量計算から許容応力度計算への変更

* 規則第1条の3第1項第1号イ(2)に新たに規定